

平成29年11月30日

磐田市議会議長 増田 暢之 様

会派名 日本共産党磐田市議団

代表者 根津 康広

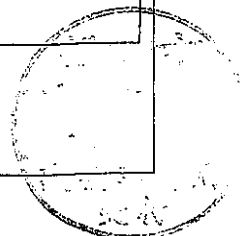
会派視察研修等報告書

会派視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	平成29年11月14日（火）～平成29年11月14日（火）1日間
視察先 研修会	日程 (1) 11月14日（滋賀県野洲市）時間 14:00～15:30 (2) 月 日（ ）時間 : ~ : (3) 月 日（ ）時間 : ~ :
参加議員	根津 康広議員 高梨 俊弘議員
調査事項	1 野洲市における生活困窮者支援事業について ①取り組みを行うようになった経緯。 ②取り組みの状況と成果や課題。  2 野洲市の債権管理条例について ①条例制定に至った経緯。 ②滞納者の現状と取り組み。 ③職員の体制や研修の状況、債券回収を進める上での課題は。
調査内容 考 察	別紙のとおり

(注) 視察研修の調査内容及び考察は、視察先ごとに詳細に記入する。  
調査事項等に係る資料等を添付する。



## 会 派 視 察 研 修 等 報 告 書

滋賀県野洲市は、平成 16 年 10 月に旧中主町と旧野洲町が合併し誕生した都市で、滋賀県の南部の湖南地域に位置しており、西は守山市、栗東市、南は湖南市、東は近江八幡市、竜王町に接し、東西 10,9 キロメートル、南北 18,3 キロメートルに広がり、面積は 80,14 平方キロメートルです。平成 29 年11月 1 日現在の人口は 51,101 人、世帯数 19,717 世帯の市です。

野洲市は、大阪市まで約 65 キロメートル（約 60 分）、京都市まで約 25 キロメートル（約 30 分）の距離にあり、JR 東海道線（琵琶湖線・京都線）で連絡されており、京阪神への通勤者も多くなっています。

気候は、気候の漸移地帯に位置し、変化に富んだ気候で北陸と瀬戸内気候の特色が共存した気候が特徴で、比較的温暖で雨量の少ない地域です。信楽県立自然公園、希望が丘文化公園、近江富士花緑公園等が立地し、自然環境とレクリエーションに親しめる施設が立地しています。さらには、多数の銅鐸が出土し、「銅鐸のまち」として知られ、他にも古墳群や神社仏閣など豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちでもあります。

議員定数は 18 人、10 月に市議会議員選挙が行われたばかりであり、6 会派によって議会が構成されています。

### 〔調査内容〕

#### 1 野洲市における生活困窮者支援事業について

##### ①取り組みを行うようになった経緯。

生活困窮者や経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民の生活の再建を支援することを目的として平成 25 年 4 月から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」として開始した。

##### ②取り組みの状況と成果や課題。

支援事業として、生活困窮者住居確保給付金支給事業、生活困窮者等家計相談支援事業、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業などを行っている。

また、支援者の連携強化とスキルアップを目的とし、滋賀護士会から毎月 1 回弁護士の派遣を受け各部署が集まって困難事例ケース検討している。

借金は、司法書士により債務整理（任意整理）を行う。住まいについては、社会福祉課により住宅手当（家賃額給付）の支給、生活費については、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（月 20 万）の受給、国民健康保険税については税務課との相談で減免など生活困窮者を対象に家計の視点から各種の情報提供や専門的な助言・指導を行っています。

相談者自身の家計を管理する力を高め、債務整理や生活資金の貸付などにつないで早期に生活が再生されるよう一緒に取り組みを行っている。生活困窮者の状況をどう把握するか、孤立化しやすい中で地域や庁内との連携強化が必要との課題をあげていた。

## 2 野洲市の債権管理条例について

### ①条例制定に至った経緯。

市の保有する金銭債権は、市税、介護保険料、公共施設使用料、住宅使用料、給食費等の様々なものがあり、これらは発生原因や徴収方法から強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権の3種類に区分されます。市税等の強制徴収公債権は、地方税法の滞納処分の例により強制徴収が可能で滞納が発生した場合には、法の定めにより滞納者の預金、給与等を差押えて強制的に回収することができます。しかし、非強制徴収公債権及び私債権は、滞納整理に関して法の後ろ盾が無いため、民間の債権回収と同様に民事事件の裁判手続きによる強制執行が必要で、訴訟等の専門的な知識を必要とします。

野洲市においても非強制徴収公債権及び私債権は、所管課の担当者が個々に管理をしている状況であって、場所によっては職員が1人で管理するなど体制が十分とは言えない状況があり、さらに、その職員も定期的に人事異動で交代するなど、債権管理に必要な専門的な知識や経験等を維持して行く上で課題があった。

そこで市が保有する債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を通じて健全な財政運営及び市民生活の安心の確保に資することを目的として、平成26年に制定された。

### ②滞納者の現状と取り組み。

滞納の発生には様々な要因があつて、リストラ等を受けたために無・低所得となり、生活困窮状態に陥つたことで滞納をしているケースもある。このような滞納者に対しては、通常と同様の回収方法では滞納状況の一時的な解消に留まり、滞納の再発や生活状況の更なる悪化を招く恐れがあるため、債権回収を的確に行うには滞納者を生活困窮状態から脱出させることが重要となる。そのため、生活再建の支援を併せた納付相談を市民生活相談課と連携して実施している。生活困窮者の市民相談課への誘導を実施し平成28年度では、自立相談支援事業に1,243件の相談があつた。福祉や税の関係機関からの紹介件数は111件と債権管理条例の取り組みにより、庁内連携の仕組みが強化されている。

### ③職員の体制や研修の状況、債券回収を進める上での課題は。

課題としては、債権管理課の事務体制（人員不足など）や条例の枠組みがうまく利用されていないなどがある。生活困窮者の市民生活相談課への誘導という点では、困っている市民は自ら相談に来ない（来れない）ので、滞納を市民からのSOSとして捉えることが重要であり、情報収集や各課の納付相談等における対応研修が必要だとのことでした。

また、滞納者情報を他の債権徴収に活用できないことが課題であり、今後、国に対して関係法令の柔軟な解釈等の対応を要望していくとの説明がなされた。

## [考 察]

条例の制定の背景としては、効率的な債権管理体制（一元管理体制）を図ることで、滞納している市民の状態を総合的に把握することができることです。困っている市民を市役所から見つけ、生活支援につなげ、生活改善、納付につなげることを目的とした条例です。市長が条例制定時に行った説明では「ようこそ滞納いただきました」「滞納は生活状況のシグナル」と話されたそうです。「債権は市民生活を支えるための財源であり、市民生活を壊してまでは回収しない、滞納を市民生活支援のきっかけにする」という内容です。

条例の特徴としては、①「生活困窮」を理由に徴収停止ができる（いずれも地方自治法・施行令にはない）②「生活困窮」を理由に債権放棄ができるなど独自の規定を設けています。それは、生活困窮者からの債権回収は一時的に市の収入確保となったとしても、その市民の生活破綻はやがて生活保護その他の支援が必要になるということです。一方、生活再建を行えばやがて納税者になっていただくなど、長期的に見てどちらを選ぶかです。

野洲市は、この債権管理条例（平成27年4月1日施行）に加え、平成28年10月には「野洲市くらし支えあい条例」を施行しています。生活困窮者の発見については、条例の第23条に「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。」とあります。この条文には、市民に寄り添う市長の政治姿勢が伺えました。

滞納者は生活困窮者であることが多く、生活再建を図らないと滞納は改善されないため、市民生活相談課と連携して、生活再建支援の観点を加えて、債権管理を行うという目的を持つ生活再建の視点は他市町にはないものである。

対応された職員の方は、市長は憲法を非常に大切にしていると話されていました。納付相談から困窮者を発見すれば、市民生活相談課に繋いで全庁的に情報を共有し、生活支援する仕組みをつくりあげていることは大変参考になりました。